Question

4

子会社事業の撤退、整理

Q. 子会社で行っている事業から撤退することにした。どのようにすればよいか?

要旨 子会社事業の採算が悪化し、これ以上の継続は親会社の損害を拡大させかねないと 判断した場合や、設立当初の目的を失った場合、子会社事業は撤退し整理します。

単独会社の事業撤退と異なり、業績が悪化した子会社における事業撤退・整理は、一般 的には、次の三つの方法で行われます。

- ・親会社による子会社事業の債権・債務の引受、解散・特別清算による整理
- ・合併による子会社財産及び労働契約の包括的継承
 - ・子会社の経営権または事業の全部または一部を第三者へ譲渡
- ※子会社の整理に関する税務上の取扱いは、グループ法人税制の適用等、個別条件により 異なりますので、提携税理士事務所にご相談下さい。

解説

1. 親会社債権の劣後、一般債権者に対する優先弁済

子会社事業における取引は、取引に対する保証の差入の有無を問わず、親会社の信用を付与することが多く、親会社及びグループ企業の営業に悪影響を与えないよう、他の債権者(一般債権者)への弁済を優先することがあります。なお、子会社が全債権者に対して全額を弁済できない債務超過状態である場合、むやみに他の債権者に対する優先弁済や代位弁済を行うことで不必要に親会社に損害を与えたとして取締役の責任追及がなされる恐れがあります。

また逆に、子会社が実態として親会社の 一事業部であり、子会社の意思決定を親会 社が行ってきたとみなされた場合は、子会 社の法人格が否認され、親会社の責任が追 及されることがあります。

2. 債務超過子会社の整理

子会社が実質資産超過であれば、解散、

普通清算手続きでもよいですが、業績不振による撤退を前提とすれば、債務超過であることが想定され、この場合の子会社の整理は、①親会社が他の債権者の債権を買い取り、子会社の特別清算開始の申立、清算結了の手続をとる、②親会社が子会社を吸収合併する方法が考えられます。

3. 雇用調整に係る問題

前項①の場合は、清算の結了をもって労働契約は消滅します。親会社が子会社の事業を実態として継続している場合は、子会社の法人格は否認され親会社に対して雇用責任があるとされるケースがあります。

前項②の場合は子会社の労働契約は親会 社にそのまま継承されます。業態が違うた め、雇用条件も異なることがあり、これら 条件の統一が課題となります。解消に大き な障害が想定される場合には、撤退事業以 外の事業目的で子会社の営業を継続する方 法を検討します。



夢に**近**づく 夢を**産**み出す…



業績不振の子会社を整理する手法と手順

くご提案のポイント>

- ・親会社(及び他グループ会社)の営業に悪い影響が出ないような手順をとります。
- ・子会社の整理・取扱い方法を決定するとともに子会社事業における親会社の雇用責任について検討します。

1. 親会社等グループ企業への影響の考慮

子会社事業は、親会社から有形・無形を問わず支援がなされており、撤退するとなれば、 親会社の信用も毀損しかねません。親会社の企業グループの営業に影響のでないような措 置が必要になります。

2. 得意先(製品・サービス提供先)に迷惑をかけない措置の実施

これまで提供してきた製品・サービスの利用者に迷惑をかけないよう、販売契約上の保証期間の対応やメンテナンス、医療・介護系サービスといった連続性を確保する必要がある事業は、事業の譲渡または契約の移転先を確保します。譲渡対価は、親会社財産を不適切に毀損することがないよう、妥当である必要があります。

3. グループ外の一般債権者への配慮

実際に撤退していく過程において、子会社では事業に係る各種支払や金融機関からの借入を清算できない場合も想定されます。その場合は債務保証の有無を問わず、グループ外の一般債権者への支払を優先する他、親会社による肩代わりとする等の措置を講じ、信用不安を起さないような配慮をすることも検討します。

4. 子会社の整理の方法

子会社が設立の目的を失った場合、解散・清算や、親会社による吸収合併等による整理を検討します。子会社が実質債務超過の場合普通清算はできないため、一般債権者の債権を親会社が買取り、特別清算を行うことが一般的です。組織再編・整理においては顧問税理士にも相談し、親会社の企業グループとしての税コストも試算し出口を設計します。

5. 雇用調整

撤退事業の子会社従業員は、事業譲渡等により契約上の地位移転に伴い、受け皿企業に 異動した方を除き、子会社が清算を結了した段階で、労働契約を終了しますが、恣意的に 親会社から転籍させ、事業からの撤退、労働契約の解除とみなされる場合は、親会社とし て雇用責任を追及される場合もあります。親会社が吸収合併する場合は、子会社の労働契 約もそのまま継承されます。





